根羽村森林経営管理制度実施方針

１　趣旨

根羽村森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、根羽村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう根羽村が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

２　森林整備・林業振興の基本的な考え方

（１）現況と課題

ア　根羽村の森林面積は 8,421.46ha で、全て民有林であり、地籍調査を終了している。

イ　民有林人工林面積は 6,156.12ha で、所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林）が 2,115.20ha あり、そのうち令和元年度時点で 1,672.11ha（約 8 割）が間伐等の整備が必要な状態にある。

ウ　根羽村では、根羽村森林組合により 12 団地（令和元年度末時点。区域面積 1,571.58ha）の森林で森林経営計画が策定されている。

エ　根羽村では、ほぼ全ての森林所有者が根羽村森林組合の組合員であるとともに、根羽村森林組合との長期の森林経営委託契約を締結している。根羽村森林組合では、今後、森林経営計画未策定の組合員所有森林に対し、計画的に森林経営計画を策定してく予定である。

オ　一方で、組合員でない所有者の森林、又は所有者不明の森林（すなわち森林組合との長期の森林経営委託契約を締結していない森林）が、令和元年度時点で 281.50ha（所有者自らが管理する森林の約 2 割弱）ある。

カ　このような森林は、矢作川源流域の森林として森林認証をほぼ全村域で取得している当村にとって、一体的な森林整備を妨げるとともに、転売による森林の経営管理の空洞化や、林地外転用が懸念される。

（２）基本的な考え方

ア　根羽村では、森林経営管理制度の適切な運用を通じて、現在森林組合と長期の森林経営委託を締結していない森林に対し、適切な経営管理が図られるよう取組を進めるものとする。

イ　具体的には、意向調査を通じて森林所有者を特定するとともに、特定できた森林所有者には森林組合との長期の森林経営委託締結のあっ旋を行うものとする。

ウ　なお、森林組合への経営委託に合意しない森林所有者に対しては、森林

経営管理制度に基づき、①経済林については森林組合による経営管理を、②環境林については村による適切な森林整備を、それぞれ進めるものとする。

3　森林所有者意向調査について

（１）対象森林の考え方

ア　令和元年度時点の森林簿において、
①森林組合員でない者が所有する森林
②森林所有者が不明となっている森林

（２）対象森林面積等

ア　対象森林の面積　　　281.50ha
イ　対象森林の資源構成　別紙１（意向調査対象森林の森林資源構成表）のとおり
ウ　対象森林の位置　　　別添図面のとおり

（３）意向調査の方法、スケジュール等

ア　意向調査は、令和２年度から開始する。
イ　意向調査は優先度の高い地区から進めることとし、その計画は、別紙２「根羽村森林経営管理制度実施計画」のとおりとする。
ウ　調査方法は郵送を基本とする。
エ　ただし、宛名不明により送付できない場合が想定されるが、地区や森林組合等の協力を得て、所有者の探索を行うものとする。
オ　調査票の回収は郵送を基本とする。

4　意向確認後の森林経営管理の方針

（１）　森林の経営管理主体の考え方

ア　対象森林は、根羽村森林組合による主体的な経営管理（森林組合との長期の森林経営委託締結。森林経営計画の策定、整備）が行われることを基本とする。
イ　森林組合への経営委託に合意しない森林所有者の森林は、矢作川源流域に位置する当村にあっては、村による主体的な整備を基本とする。

（２）　森林経営管理権の設定に係る考え方

ア　村が森林経営管理権を設定する場合であって、根羽村森林組合に照会し、林業経営に適した森林と判断された場合は、根羽村森林組合に経営管理を再委託するものとする。

イ　再委託する場合であって、伐期を迎えた森林については、積極的な森林資源の活用及び森林資源循環の観点から、当該森林と同一の区域で策定される森林経営計画に基づく主伐・再造林の実施を基本とする。また、成林するまでの保育を行うこととする。

ウ　林業経営に適さない森林と判断された場合は、環境林として、森林の公益的機能の維持・向上の観点から、針広混交林化を目指した施業を基本に、その整備を村が実施する。

５　森林経営管理制度の実施コストについて

ア　村が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、村民への制度周知などに要する経費。見込み額を別紙２「根羽村森林経営管理制度実施計画」に示す）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。

イ　森林環境譲与税は、その活用事業の残額を根羽村森林環境整備基金に繰り入れ、後年度事業の実施にあたっては基金を繰り戻しし原資とする。

ウ　根羽村森林環境整備基金は、森林経営管理制度の実施のほか、「トータル林業」の確立のため、村内の森林整備及びその促進について、譲与税の趣旨に沿って使用される。

６　その他特記事項

ア　対象森林については、随時見直しを行うとともに、見直しにあっては地域林業関係者等の意見を聞きながら進めることとし、結果（改定後の「根羽村森林経営管理制度実施計画」）は村民が閲覧できるものとする。

イ　意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。

ウ　一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の村の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、南信州地域の他の市町村との密な情報共有を図る中で、効率的な運用を図るとともに、他市町村と連携して進める事項の検討を進める。